



発行所: 有限会社 西川工務店
松阪市町平尾町164-3
TEL 0598-51-7040
FAX 0598-51-7140
URL http://www.nishikawakoumuten.co.jp

シックハウス

新築した家に引っ越したとたん、頭痛やめまいがしたり、吐き気がしたり。こんなシックハウス症候群で悩まされないように、建築基準法の改正や建材の選び方をしっかりチェックしましょう。家族の健康な暮らしは、健康な家づくりから始まります。

建築基準法とシックハウス対策



内装仕上げの制限

【内装仕上げの制限】
内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材の使用面積が制限されますがF☆☆☆☆の素材なら、制限なく使用する事が出来ます。



換気設備設置の義務付け

【換気設備設置の義務付け】
ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生がある為、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務付けられます。住宅の場合「換気回数:0.5回/h以上」の機械換気設備の設置が必要です。



天井裏などでの制限

【天井裏などでの制限】
天井裏、床下、壁内、収納スペースなどから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐ為使用する建材をF☆☆☆☆以上にしたり、気密層、通気止めを設けた居室との区画、換気設備による措置(天井裏等も換気できるようにする)のいずれかが必要です。

F☆☆☆☆(フォースター)

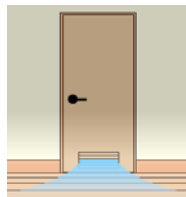
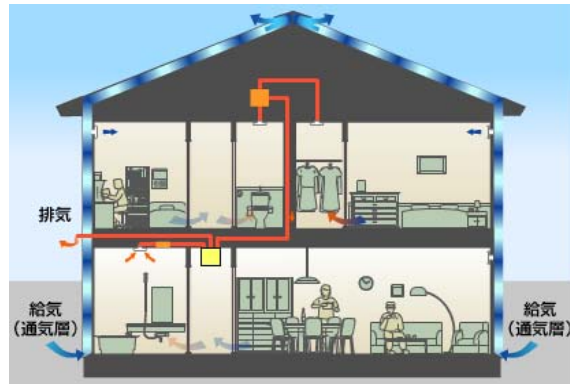
F☆☆☆☆(フォースター)とはホルムアルデヒドを発生する建材の発散量の等級です。建築基準法により、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材は、その発散レベルに応じて、使用面積が制限されることになりました。

その発散レベルはJIS、JAS又は国土交通大臣認定により等級付けされ、星の数でその等級をランク付けします。F☆☆☆☆(フォースター)は其中最も放散レベルの低いもので、建築基準法の規制を受けずに使用できます。

しかしながら、発散量が少ないというだけで、全くホルムアルデヒドを放散しないものではないということに注意する必要があります。

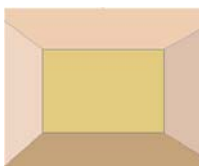
換気的重要性

【家全体の換気が必要です】
キッチンの換気扇は、熱や煙、湿気、臭い等を集中的に換気する「局所換気」です。家全体を換気するには「全般換気」が必要です。全般換気で室内に新鮮な空気を取り入れ、目に見えない無臭の汚染物質などを排出する事が出来ます。



【通気性のある換気考えたドア】
「全般換気」で家全体を換気するには、住宅の中の空気の流れ(換気経路)を考えることが大切です。室内ドアも部屋の入口で空気の流れが遮断されないように、左図のような通気性のあるタイプを選ぶ必要があります。

内装仕上げを考える



【室内に面する部分の木質建材などが対象】
床、壁、天井(天井のない場合は屋根)、建具などの室内に面する部分の木質建材など※1が対象です。柱などの軸材や廻り縁、巾木、建具枠など※2は、規制の対象外です。



※1 木質系フローリング、合板、集成材などの木質建材、壁紙、塗料、接着剤など
※2 接地部分の面積の1/10を超える場合は、規制の対象となります。

新築・増改築は
もちろん、キッチンや
トイレの改修など
ちょっとした事でも
お気軽に
ご相談下さい!!

等級区分	ホルムアルデヒド発散速度	内装仕上げの面積制限
規制対象外 (F☆☆☆☆)	5 μg/m ³ h 以下	使用面積制限なし
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料 (F☆☆☆)	5 μg/m ³ h 超 ~ 20 μg/m ³ h 以下	使用面積を制限
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料 (F☆☆)	20 μg/m ³ h 超 ~ 120 μg/m ³ h 以下	使用面積を制限
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	120 μg/m ³ h 超	使用禁止

定休日のご案内

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※丸の付いている日が定休日です。